

東京都公立大学法人 第三期中期目標期間の積立金繰越承認について（案）

地方独立行政法人法 第40条

○中期目標期間終了時において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置団体の長の承認を受けて次期の中期計画期間に定める業務の財源に充てることができる。

次期中期目標期間への繰越の考え方

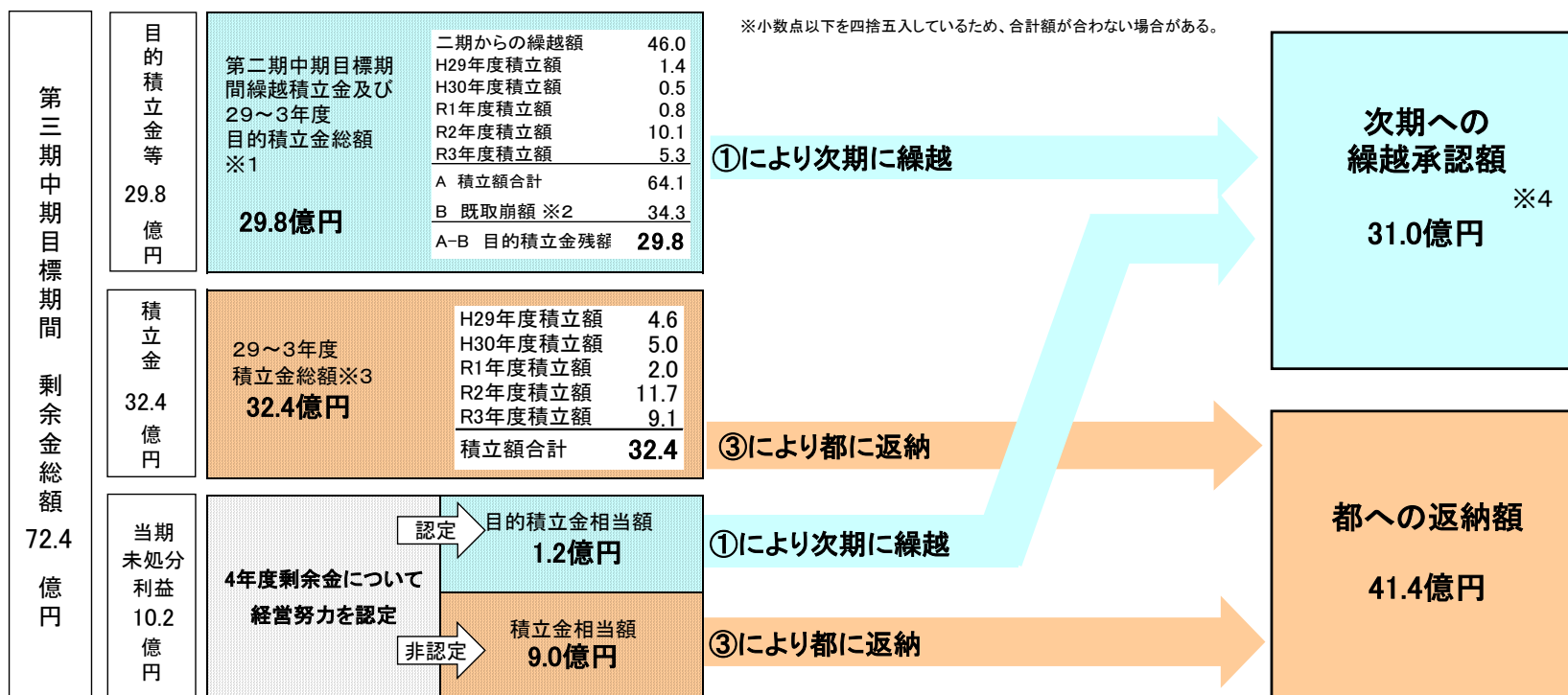
1 以下のいずれかの要件に合致する場合、次期中期目標期間への繰越を承認する。

- ① 当該中期目標期間中に経営努力を認定し、目的積立金として整理した額（最終事業年度において経営努力と認められる額を含む）
- ② 災害等法人の責に帰せない理由により期中の使用が不可能となった場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定される額

なお、承認の前提として、東京都地方独立行政法人評価委員会が行う法人の中期目標期間に係る業務実績評価の項目別評価において、「1 中期目標の達成状況が極めて良好である。」「2 中期目標の達成状況が良好である。」もしくは「3 中期目標の達成状況が概ね良好である。」の評価が、評価項目のおおむね80%以上であることを条件とする。

2 以下については次期中期目標期間への繰越を認めず、都に納付するものとする。

- ③ 当該中期目標期間中に経営努力として認められず、積立金として整理された額（ただし、上記②を除く）



※1 自己収入により生じた剰余金や、行うべき業務を効率的に行った結果生じた剰余金が経営努力認定を受け、目的積立金として整理されている。

※2 既取崩額の内訳は以下のとおり。
 ○教育研究基盤の強化 21.4億円
 ○ブランド力構築の推進 2.2億円
 ○効率化推進積立金 4.5億円
 ○その他 6.3億円

※3 退職手当など特定運営費交付金の執行残額や、教員定数未補充分相当の人員費など、行うべき業務を行わなかったために発生した剰余金が積立金として整理されている。

※4 第四期の用途は以下のとおり（予定）。
 ○効率化推進積立金 0.4億円 ○プロジェクト型任用ファンド 0.5億円
 ○2大学1高専の特色ある教育・研究の取組を推進するための基金 0.4億円 ○ブランド力構築の推進 0.9億円
 ○教育研究基盤の強化 28.6億円 ○緊急・特命対応経費 0.3億円